

運営及び請求に関する留意事項

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護)

施設の運営及び介護報酬の請求については基準条例、解釈通知、報酬告示、留意事項通知等を確認して適切な運営及び正確な報酬請求を行ってください。

また、令和3年4月1日付にて条例等が改正されていますので、確認してください。

運営及び請求について、主な留意点は次のとおりです。

なお、サービスによっては該当しない項目もあります。

- 1 各種委員会などに、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとされていますが、サービス担当者会議に入所者（利用者）又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者（利用者）等の同意を得なければならないとされています。
※加算の算定要件である「計画の入所者（利用者）等に対する説明」や「指導又はカンファレンス」に、入所者（利用者）又はその家族が参加してテレビ電話装置等を活用して行う場合も同様です。
なお、テレビ電話装置等を活用する場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。
- 2 運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」のうち、員数については、人員基準を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないとされています。
- 3 「勤務体制の確保等」の「職場におけるハラスメント」防止の措置の「事業主が講ずべき措置の具体的内容」等について、解釈通知に記載があるので、確認してください。
- 4 「電磁的記録等」について、書面に代えて電磁的記録にて保存する場合には、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。
交付、同意、承諾等について「電磁的方法」による場合は、事前に必ず、入所者及びその家族等の承諾を得てください。
- 5 施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めることとされています。
- 6 「記録の整備」の「その完結の日」とは、個々の入所者（利用者）につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者（利用者）の死亡、入所者（利用者）の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとされています。

- 7 看取り介護加算又はターミナルケア加算について、「生活相談員又は支援相談員、管理栄養士」を含めた多職種共同での指針の見直しや計画の作成を行うこととされています。それぞれの加算の算定要件を確認してください。
- また、看取り介護にかかる計画又はターミナルケアに係る計画の作成及びターミナルケアにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めることとされています。
- 8 安全対策体制加算の算定要件である「担当者の外部研修」について、令和3年10月31日までに受講していない場合は、令和3年4月から10月までに算定した当該加算については、遡り返還する必要があります。
- 9 【介護療養型医療施設のみ】移行計画未提出減算
令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに市に届け出ている場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、減算となります。
- 10 【介護老人保健施設のみ】
令和3年10月1日から、介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る要件が一部変更になります。医師による理学療法士等に対する指示のほか、算定する指標が変更になりますので、算定が適切であるか確認してください。
- なお、介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書は令和3年10月算定分から「(別紙13-1-2)」となりますのでご注意ください。
- 11 科学的介護情報システム（LIFE）によるデータの提出等を要件として含む加算について、提出期限の猶予が定められていますが、猶予期限までの提出ができない場合は、算定した当該加算については、遡り過誤調整を行うことが必要です。
- なお、LIFE への情報提出及びフィードバックなど、LIFE の機能全般に関する質問は、「LIFE ヘルプデスク」にお尋ねください。
- 12 次の条例の規定は、令和3年9月30日までの経過措置となっています。
- ① 「事故発生の防止及び発生時の対応」の「担当者の配置」
※安全管理体制未実施減算についても令和3年9月30日までは適用しないこととなっています。
- 令和3年10月1日以降、次のいずれかを実施していない場合は減算となります。
- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

13 次に掲げる条例の規定は、令和6年3月31日までの経過措置となっています。

① 「栄養管理」

※栄養管理未実施減算についても、令和6年3月31日までは適用しないこととなっています。令和6年4月1日以降、基準に適合していない場合は減算となります。

② 「口腔衛生の管理」

③ 「運営規程」の「虐待の防止のための措置に関する事項」

④ 「勤務体制の確保等」の「認知症介護に係る基礎的な研修」

⑤ 「業務継続計画の策定等」

⑥ 「衛生管理」の「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」

⑦ 「虐待の防止」

※解釈通知に詳細が記載されていますので、確認してください。